

## 議案第77号

甲府市印鑑条例の一部を改正する条例制定について  
甲府市印鑑条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年9月4日提出

甲府市長 樋口雄一

### 甲府市印鑑条例の一部を改正する条例

甲府市印鑑条例（昭和56年12月条例第46号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「本市の」を「本市が備える」に改める。

第4条第1項第1号中「、名」の次に「、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号。以下「令」という。）第30条の13に規定する旧氏をいう。以下同じ。）」を加え、「住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の26第1項」を「令第30条の16第1項」に改め、「氏名の一部を組み合わせたもの」の次に「、旧氏の一部を組み合わせたもの」を加え、同項第2号中「氏名」の次に「、旧氏」を加える。

第6条第3号中「氏名（」の次に「氏に変更があった者に係る住民票に旧氏の記載がされている場合にあつては氏名及び当該旧氏、」を加え、「が記載」を「の記載が」に改め、「及び」の次に「当該」を加える。

### 附 則

この条例は、令和元年11月5日から施行する。

## 提案理由

住民基本台帳法施行令の一部改正に伴い、旧氏での印鑑の登録を行うについては、この条例を制定する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。